



令和 4 年 1 月 27 日
広 域 防 災 局

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 27 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 府県市民向け宣言（案）について

[資 料]

- 別添 1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添 1-2 各府県の対処方針に基づく主な措置内容
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添 3 全国知事会緊急提言等
- 別添 4 府県市民向け宣言（案）

- 1 関西圏域における医療提供体制等の状況
- 2 感染者の措置状況
- 3 直近の感染者数
- 4 年齢別新規感染者数
- 5 第5波と第6波の新規感染者の状況

(参考1) 関西圏域における新規感染者数の推移

(参考2) 人口10万人に対する直近1週間の感染者数

1

1 関西圏域における医療提供体制等の状況（1月23日0:00時点）

	人口	確保病床 使用率	確保病床 使用率 【重症患者】	新規陽性者 (最近1週間)	直近1週間と その前1週間 の比	PCR検査 陽性率 (最近1週間)	感染経路 不明者 割合	療養者数	入院率 ※1	重症者数	自宅療養者数及び 療養等調整中の数 の合計値
単位	千人	%	%	対人口 10万人		%	%	対人口 10万人	%	人	対人口10万人
滋賀県	1,414	54.0	0.0	205.6	2.36	19.6	15.8	251.9	6.5	0	207.6
京都府	2,583	35.6	28.7	307.5	2.79	29.1	90.6	363.7	3.3	5	334.3
大阪府	8,838	47.8	19.3	451.8	2.56	21.6	77.8	544.9	3.7	263	494.1
兵庫県	5,465	47.8	2.8	262.1	3.57	33.3	67.2	265.6	4.7	4	229.5
奈良県	1,324	56.7	20.6※2	202.4	3.30	20.5	84.3	219.3	9.9	7	146.1
和歌山県	923	72.0	0.0	170.5	2.56	22.8	34.0	185.5	26.1	0	123.3
鳥取県	553	27.4	0.0	100.8	2.76	6.2	22.0	104.6	16.4	0	64.2
徳島県	720	21.3	0.0	51.2	2.44	10.0	24.0	59.3	13.1	0	18.9
関西計	21,820	49.3	17.5	322.1	2.76	23.6	73.0	372.3	4.8	279	327.6

※1 入院率は、人口10万人あたりの療養者数が10人以上の場合に適用。

※2 奈良県の確保病床使用率は運用病床数で算出。

2

2 感染者の措置状況（1月23日0:00時点）

区 分		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%	
全療養者		3,562	9,395	48,037	14,519	2,903	1,712	581	427	81,136	100.0	
内訳	入院	重症	0	5※3	23※4	4	7	0	0	0	39	0.1
		中等症 ・軽症 ・無症状	257	304	1,762	674	279	446	95	56	3,873	4.8
	自宅療養		2,209	8,636	24,195	9,804	1,023	1,138※5	127	136	47,268	58.2
	宿泊療養		370	450	2,700	1,148	683	128	129	235	5,843	7.2
	調整中		726	0	19,357	2,889	911	0	230	0	24,113	29.7

※3 京都府は重症者について独自に人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な方を計上。

※4 大阪府における重症者の定義は、「重症病床におけるICU入室・人工呼吸器装着・ECMO使用」のいずれかに該当する者（国定義におけるHCU等入室者は含めない）。

※5 和歌山県における自宅療養は入院待機中を含む。

3

3 直近の感染者数（公表日ベース）

区 分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計		
R3	8/2(月)	55	120	448	165	35	40	14	11	888	緊急事態宣言(大阪)
	8/20(金)	210	548	2,586	903	190	90	22	28	4,577	緊急事態宣言(京都・兵庫)
	9/13(月)	32	99	452	191	41	9	2	13	839	宣言延長
	10/1(金)	20	35	241	83	11	9	3	3	405	宣言解除
R4	1/18(火)	403	1,024	5,396	1,643	261	196	71	40	9,034	
	1/19(水)	381	1,202	6,101	2,511	344	269	91	45	10,944	
	1/20(木)	462	1,320	5,933	2,481	504	232	83	58	11,073	
	1/21(金)	445	1,467	6,254	2,942	488	275	85	57	12,013	
	1/22(土)	701	1,533	7,375	2,727	499	323	98	80	13,336	
	1/23(日)	620	1,497	6,219	2,685	475	308	85	69	11,958	
	1/24(月)	375	1,012	4,803	1,841	482	257	75	56	8,901	

(報道資料を基に作成)

4

4 年齢別新規感染者数（R4.1.12～R4.1.18）

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	関西計	%
10歳未満	128	397	1,947	410	176	52	4	18	3,132	8.2
10代	272	992	3,693	1,278	378	132	20	40	6,805	17.8
20代	418	1,437	8,000	1,731	482	172	63	48	12,351	32.2
30代	178	528	3,262	688	181	75	31	21	4,964	13.0
40代	177	605	2,797	698	213	70	26	20	4,606	12.0
50代	116	363	2,027	521	156	40	20	16	3,259	8.5
60代	74	174	792	227	92	23	8	9	1,399	3.6
70代	31	168	552	145	70	17	2	4	989	2.6
80代	22	96	324	82	27	7	2	4	564	1.5
90代以上	22	34	127	30	4	2	0	9	228	0.6
計	1,438	4,794	23,521	5,810	1,779	590	176	189	38,297	100.0

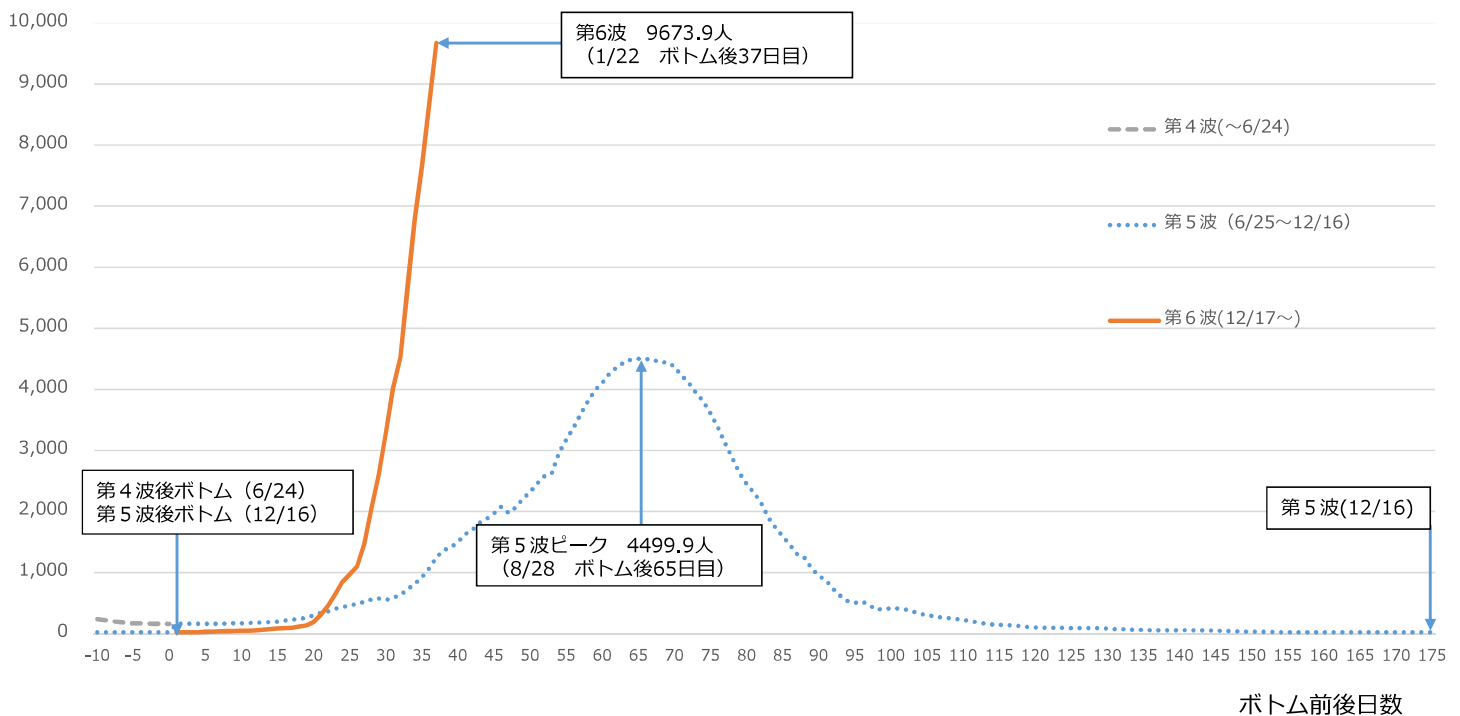
※ 年代不明・非公表等の人数は含まれない。

※ 厚労省公表資料では、個人情報保護の観点から原則4人以下の項目は非公表であるが、割合算出のため「2」として計上。
 (厚生労働省公表資料を基に作成)

5

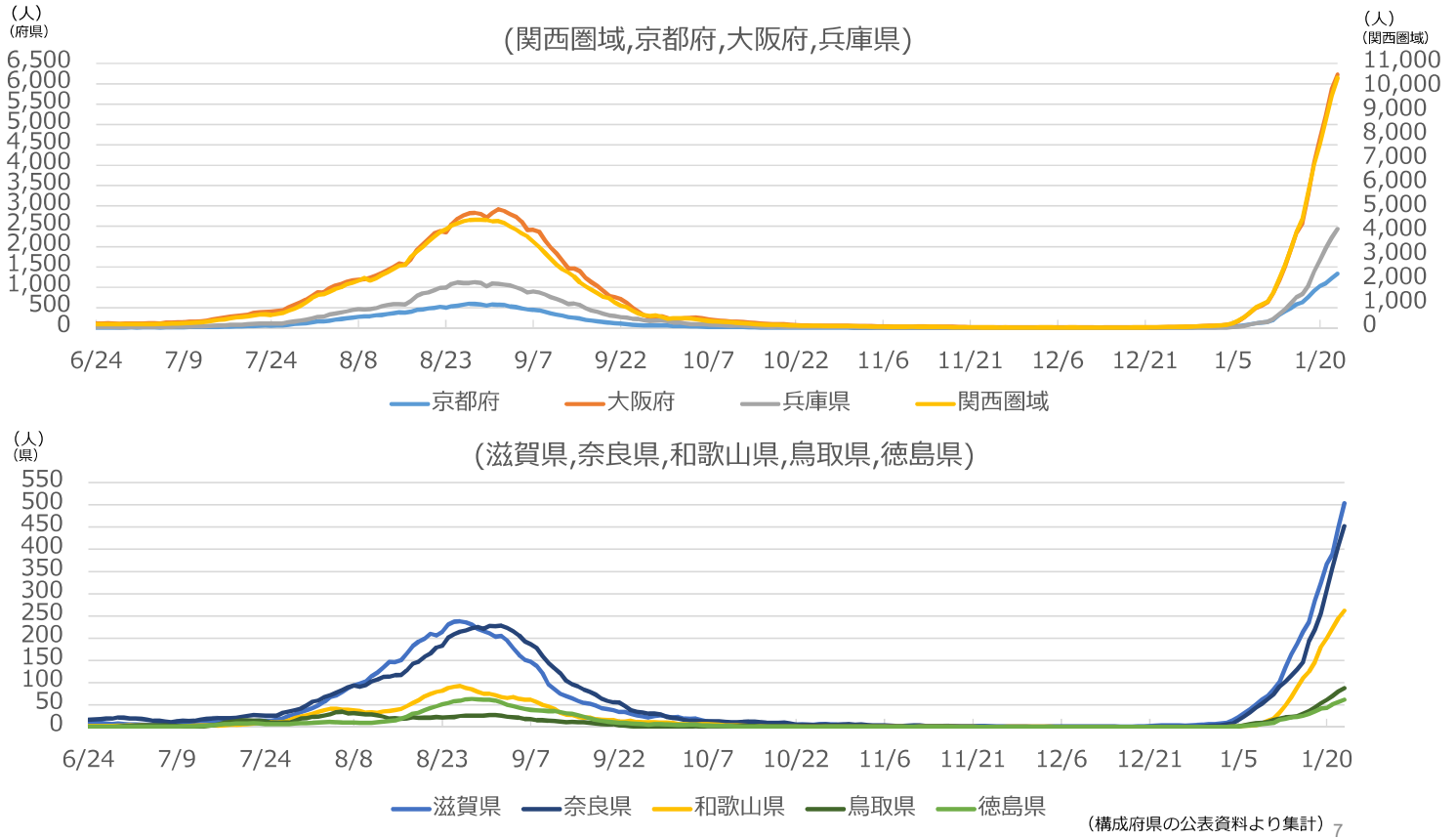
5 第5波と第6波の新規感染者の状況

(人) 1週間移動平均

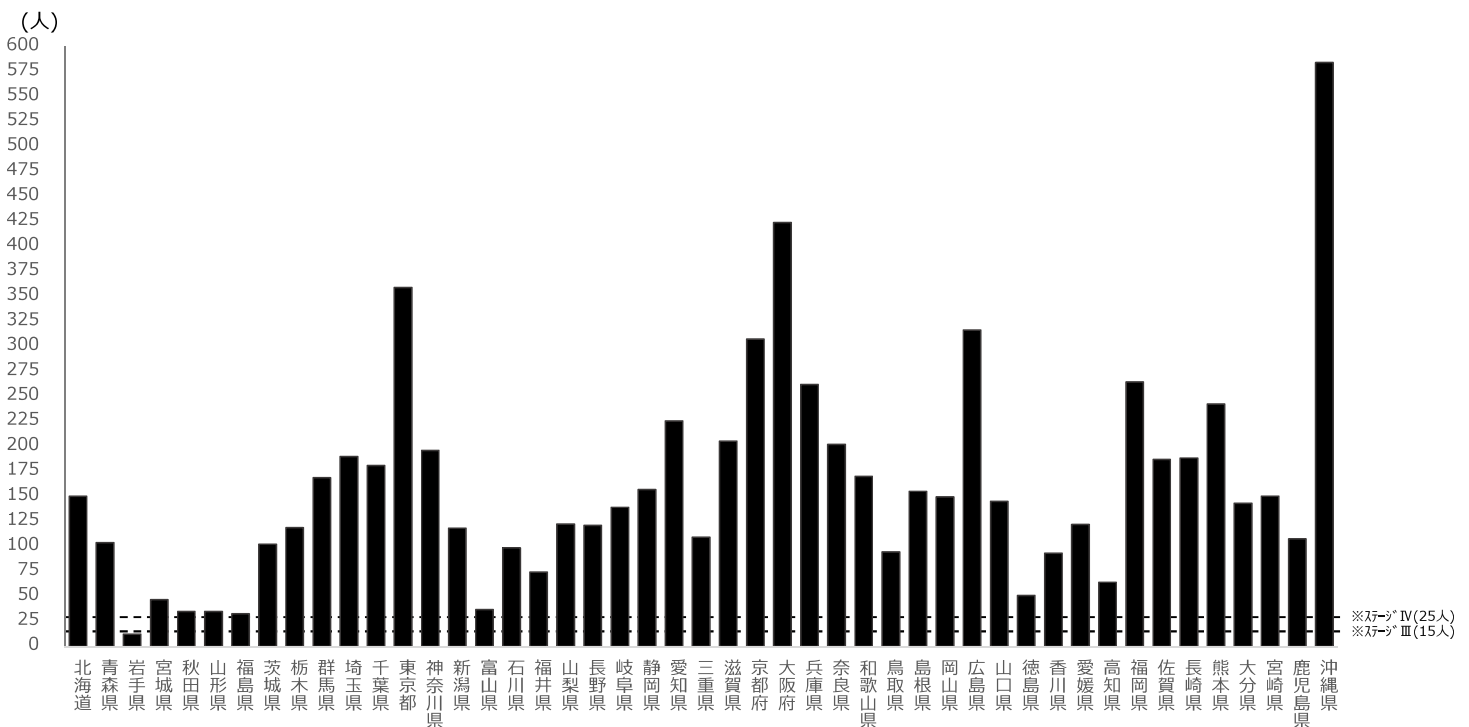


6

(参考1) 関西圏域における新規感染者数の推移 (R3.6.24～、1週間移動平均)



(参考2) 人口10万人に対する直近1週間の感染者数(1/16～1/22)



※政府分科会 従前のステージ判断基準

(報道資料を基に作成)

各府県の対処方針に基づく主な措置内容（1月27日時点）

別添 1-2

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は控える 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること 不要不急の都道府県間の移動は極力控える 	<ul style="list-style-type: none"> 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請 店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> 感染が拡大している地域への不要不急の往来は極力控える 感染拡大の恐れがある場合、混雑した場所への外出を極力控える 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出を控える まん延防止等重点措置区域への不要不急の外出は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の帰省や旅行、仕事、研修など、県境をまたぐ移動は控える 特に、まん延防止等重点措置区域や感染拡大地域との間での、不要不急の往来は控える 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県をまたぐ移動の際は、「無料の一般検査」の積極的な活用を！
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 				<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 県や市町村主催イベントについては、県と市町村が協議して対処 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる 	<ul style="list-style-type: none"> 国の基準に準ずる ガイドラインを遵守して感染防止対策を徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左
施設の 使用制限	飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 会食はいつも一緒にいる人と認証店舗でマスク会食・同一テーブル4人以内・2時間までを目安とするなど感染リスクを下げる工夫を実施 	<p>[第三者認証店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一テーブル4人以内を要請 営業時間短縮(21時まで) 酒類提供20時30分まで ただし、以下の対応も可 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供は行わない <p>[認証店舗以外]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供は行わない <p>[全ての店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2時間程度以内の利用を要請 感染防止対策のための業種別ガイドライン等の遵守を要請 	<p>[第三者認証店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一テーブル4人以内を要請 ①または② ① 営業時間短縮(21時まで) 酒類提供20時30分まで ② 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供自粛 <p>[認証店舗以外]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可) 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供自粛 <p>[全ての店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2時間程度以内の利用を要請 カラオケ施設を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 	<p>[第三者認証店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一テーブル4人以内を要請 ①または② ① 営業時間短縮(21時まで) 酒類提供20時30分まで ② 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供自粛 <p>[認証店舗以外]</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一グループ4人以内を要請 営業時間短縮(20時まで) 酒類提供禁止 <p>[全ての店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> 2時間程度以内の利用を要請 カラオケ施設を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い 第三者認証制度の推進 業種別ガイドラインを遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守 飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意 イベントや催物を行う場合は気をつけて 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 従業員への抗原定性検査を実施 とくしまコロナお知らせシステムの活用
	飲食店以外の施設 ・商業施設 ・サービス業等	<ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設(床面積1,000㎡超)は、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請 感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 入場者の整理等、マスク着用の周知、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等の感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 公立施設は県と市町村が協議して実施 商業施設の自己認証制度の創設 業種別ガイドラインを遵守 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施 		
学校、大学等	<p>[県立学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動は県内の学校との対外試合・合同練習・発表会は可 まん延防止等重点措置の対象区域に属する学校との練習試合、合同練習等は不可 合宿や泊を伴う活動は不可 公式大会への参加は可 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高等学校等においては、地域の感染拡大の状況を踏まえ、臨時休校や学級閉鎖等による必要な対応を速やかに実施 	<p>[大学等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食の自粛 感染リスクの高い、自宅・友人宅での飲み会や多人数が集まる会食の自粛 	<p>[大学等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 対面授業の実施の際は、感染防止対策の徹底 オンライン授業の活用検討 [小・中・高等学校] 感染防止対策の徹底(不織布マスク着用を強く奨励など) 県外での活動は、不可(計画済の行事は、感染防止対策を徹底) 部活動は、公式試合関連を除き、県外での活動不可 	<ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策を要請(特に部活動、学校行事、昼食時に留意) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・教育現場での感染予防対策の徹底 部活動は、県内外の学校との練習試合・合同練習は禁止。全国大会・近畿大会につながる大会等は延期・中止 校内では感染予防対策を十分に講じた上で活動。移動・更衣・飲食等の部活動に付随する場面も注意 家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 分散登校、オンライン授業等について実施 学校行事について中止又は延期 部活動について活動時間の短縮及び県内外の練習試合を中止、活動日を制限(土日不可) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・教育現場での感染予防対策の徹底 部活動は感染対策を徹底し、合宿は必要性を慎重に判断 県外の講師招聘は、必要な場合のみ可能とし、オンラインでの指導等を活用 修学旅行等は、当該地域の感染状況等を十分に確認し慎重に判断
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク、時差出勤の推進 多数の職員が濃厚接触者、陽性者となった場合の業務継続方法についても確認 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組の推進 事業継続計画の点検もしくは業務の点検 	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を進めること 国民生活等の安定確保に不可欠な業務を行う事業者等は、事業継続計画の点検を行い、必要な業務を継続すること 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務(テレワーク)取組の要請 感染防止取組の徹底及び事業継続取組の要請 業種別ガイドライン等の実践 重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務の活用、残業抑制、時差出勤等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 在宅勤務を積極的に活用 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の再点検及び早期策定の推進 テレワークや時差出勤・交代勤務の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の再点検 ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議を活用し、人と人との接触機会の低減の推進

新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和4年1月27日

広域医療局

1. ワクチン接種状況

(1月23日時点)

府県市名	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
滋賀県	1,122,791	79.13%	1,114,587	78.56%	24,523	1.73%
京都府	1,970,267	77.86%	1,954,090	77.22%	39,149	1.55%
大阪府	6,747,680	76.34%	6,691,120	75.70%	120,161	1.36%
兵庫県	4,320,604	78.22%	4,287,898	77.63%	104,362	1.89%
和歌山県	731,921	77.50%	724,925	76.76%	22,343	2.37%
鳥取県	432,507	77.68%	428,973	77.04%	12,735	2.29%
徳島県	583,473	79.39%	579,800	78.89%	18,822	2.56%
京都市	(1,075,754)	(76.80%)	(1,065,925)	(76.10%)	(22,116)	(1.58%)
大阪市	(2,032,738)	(74.19%)	(2,015,172)	(73.55%)	(38,084)	(1.39%)
堺市	(640,943)	(77.08%)	(636,132)	(76.51%)	(12,475)	(1.50%)
神戸市	(1,185,187)	(77.62%)	(1,175,533)	(76.99%)	(41,005)	(2.69%)
計	15,909,243	77.42%	15,781,393	76.80%	342,095	1.66%

(参考)

奈良県	1,067,182	79.36%	1,060,147	78.84%	19,331	1.44%
-----	-----------	--------	-----------	--------	--------	-------

(出典) ワクチン接種状況ダッシュボード (VRS)

※厚生労働省からの提供資料 (1月23日時点) より作成

2. 検査実績

[]内……人口10万人当たり検査実績

府県市名	12/20～12/26		12/27～1/2		1/3～1/9	
滋賀県	179件/日	[13件/日]	111件/日	[8件/日]	358件/日	[25件/日]
京都府	672件/日	[27件/日]	573件/日	[23件/日]	1,188件/日	[47件/日]
大阪府	3,983件/日	[45件/日]	2,874件/日	[33件/日]	6,177件/日	[70件/日]
兵庫県	1,064件/日	[19件/日]	721件/日	[13件/日]	1,746件/日	[32件/日]
和歌山県	229件/日	[24件/日]	194件/日	[21件/日]	460件/日	[49件/日]
鳥取県	175件/日	[31件/日]	176件/日	[32件/日]	657件/日	[118件/日]
徳島県	98件/日	[13件/日]	70件/日	[10件/日]	221件/日	[30件/日]
京都市	(京都府に含まれる)					
大阪市	(3,552件/日)	[130件/日]	(2,279件/日)	[83件/日]	(2,542件/日)	[93件/日]
堺市	(149件/日)	[18件/日]	(183件/日)	[22件/日]	(272件/日)	[33件/日]
神戸市	(400件/日)	[26件/日]	(318件/日)	[21件/日]	(585件/日)	[38件/日]
計	6,400件/日	[31件/日]	4,719件/日	[23件/日]	10,807件/日	[53件/日]

(参考)

奈良県	238件/日	[18件/日]	210件/日	[16件/日]	681件/日	[51件/日]
-----	--------	---------	--------	---------	--------	---------

〔出典〕厚生労働省「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－」〔府県〕

各市回答データ〔市〕

令和3年1月1日住民基本台帳人口（人口10万人当たり検査実績算定）

3. 療養状況等及び入院患者受入病床数等

(1月19日時点)

府県市名	【入院】			【宿泊療養】		
	使用病床数 / 確保病床数	[使用率]	うち重症者用	使用居室数 / 確保居室数	[使用率]	
滋賀県	224床 / 487床	[46.0%]	0床 / 52床	[0.0%]	442室 / 677室	[65.3%]
京都府	268床 / 888床	[30.2%]	38床 / 171床	[22.2%]	449室 / 1,126室	[39.9%]
大阪府	1,084床 / 3,734床	[29.0%]	254床 / 1,365床	[18.6%]	2,401室 / 10,242室	[23.4%]
兵庫県	536床 / 1,417床	[37.8%]	3床 / 142床	[2.1%]	1,314室 / 2,411室	[54.5%]
和歌山県	446床 / 620床	[71.9%]	2床 / 26床	[7.7%]	73室 / 201室	[36.3%]
鳥取県	116床 / 350床	[33.1%]	0床 / 47床	[0.0%]	100室 / 364室	[27.5%]
徳島県	53床 / 263床	[20.2%]	0床 / 25床	[0.0%]	153室 / 450室	[34.0%]
計	2,727床 / 7,759床	[35.1%]	297床 / 1,828床	[16.2%]	4,932室 / 15,471室	[31.9%]

(参考)

奈良県	217床 / 503床	[43.1%]	3床 / 34床	[8.8%]	624室 / 1,083室	[57.6%]
-----	-------------	---------	----------	--------	---------------	---------

〔出典〕厚生労働省「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」

【参考1】追加接種（3回目接種）の状況

（令和4年1月19日時点）

府県名	ワクチン配分数 (令和3年12月～令和4年3月)	接種対象者数（人） (令和3年12月～令和4年3月)		
		当初（A）	現行（B）	差（B-A）
滋賀県	703,400回分	445,000	662,000	217,000
京都府	1,274,300回分	930,000	1,200,000	270,000
大阪府	4,469,500回分	3,140,000	4,330,985	1,190,985
兵庫県	2,760,000回分	2,040,000	2,610,000	570,000
和歌山県	549,300回分	385,380	529,985	144,605
鳥取県	301,455回分	215,000	293,000	78,000
徳島県	420,100回分	314,100	407,400	93,300

（参考）

奈良県	711,200回分	518,480	677,384	158,904
-----	-----------	---------	---------	---------

「ワクチン配分数」：

令和3年12月23日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡に基づくワクチンの配分

令和4年1月14日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡に基づくワクチンの配分（3回目第5及び第6クールを除く）

「当初」：令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡を反映させた接種対応者数

「現行」：令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室からの事務連絡を反映させた接種対応者数

〔出典〕各府県からの回答

【参考2-1】追加接種（3回目接種）に係る大規模接種会場の設置状況

（令和4年1月19日時点）

府県市名	設置箇所 （予定を含む）	接種対象者 （予定を含む）	各府県市における取組内容
滋賀県	2箇所	・県内に住民票がある方 ・県内の事業所または学校に通勤・通学している方	4月中旬から設置（一部前倒しを検討中） ・南部会場（Oh!Me大津テラス） 1日当たり最大900人接種可能 ・北部会場（彦根市内） 1日当たり最大700人接種可能
京都府	3箇所	京都府民 1・2回目を府内接種会場で接種された他府県の方	2月1日から接種を開始 （1）京都タワー会場（月曜日～土曜日の11時～19時） ※1月24日から、先行して医療従事者・高齢者施設従事者等対象の接種を実施 （2）綾部ルネス病院会場（水曜日・土曜日の午後） （3）京都田辺中央病院会場（土曜日の午後・日曜日の午前）
大阪府	6箇所	3回目接種を希望する府民（被接種者は18歳以上かつ2回目接種から所定の期間を経過していることが条件）	・大阪府庁 新別館南・北館接種センター 1月25日より接種開始。 1日当たり2,200人接種可能（南館：1,320人、北館：880人） ・大阪府心斎橋接種センター 2月初旬より接種開始予定。
兵庫県	2箇所	県内に住所を有する追加接種対象者 ・初回接種完了から6か月以上経過した医療従事者・高齢者 ・8か月以上経過したその他の者	・姫路会場 ・西宮会場 両会場とも、1月14日より設置。 1月31日までは、1日当たり500人（3回目接種）、100人（初回接種）接種予定。 2月1日以降は、1日当たり1,000人（3回目接種）、100人（初回接種）接種予定。
和歌山県	—	—	—
鳥取県	3箇所	接種券が届いた県民を対象	武田/モデルナ社製ワクチンを使用した県営ワクチン接種センターを県内3会場で開設。前倒し接種に対応するため、1月中に開始。 ・東部会場（新日本海新聞社5階ホール） ・中部会場（倉吉シティホテル3階会議室） ・西部会場（米子しんまち天満屋5階てんまやホール）
徳島県	5箇所	追加接種の時期が到来し、接種券を持っている方	・「アスティとくしま」他、県内3圏域毎に設置予定 2月1日から5日までで約3000人接種予定であり、今後拡大する予定。

【参考2-2】追加接種（3回目接種）に係る大規模接種会場の設置状況

（令和4年1月19日時点）

府県市名	設置箇所 (予定を含む)	接種対象者 (予定を含む)	各府県市における取組内容
京都市	集団接種会場 20箇所	接種を希望される全ての方（接種条件を満たす方）	<p>○ 集団接種会場</p> <p>概ね区・支所ごとに地域で拠点となる13の医療機関又は本市の公共施設等の7会場を確保して集団接種の体制を構築</p> <p>【本市の開設する公共施設等の会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右京地域体育館（2月5日開始、2月中は6日間） 土14：00～19：00，日10：00～17：00 接種枠1,125回／日（最大） ・みやこめっせ（2月11日開始、2月中は10日間） 平日10：00～16：00，土13：00～19：00，日11：00～17：00， 接種枠1,575回／日（最大） ・京都看護大学（2月12日開始、2月中は4日間） 土13：00～19：00，日11：00～17：00， 接種枠600回／日（最大） ・国立京都国際会館，東山地域体育館，イオンモール京都桂川， 深草支所(3月開始) <p>【拠点となる13医療機関（調整中）】</p>
大阪市	集団接種会場 7箇所	医療従事者等 65歳以上の高齢者 その他の18歳以上の市民	<p>集団接種会場（3回目接種に関して）</p> <p>○ファイザー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城見ホール <p>令和3年12月6日から3回目接種を対象に設置、最大接種能力3,000回／週（初回接種の能力として別途1,000／週を想定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西淀川区役所 2月21日から設置予定、最大接種能力800回／週 <p>○武田／モデルナ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やすらぎ天空館 1月11日から3回目接種を対象に設置、最大接種能力6,500回／週 ・扇町プール 1月31日から設置予定、最大接種能力6,500回／週 ・心齋橋BIGSTEP 1月31日から設置予定、最大接種能力6,500回／週 ・OCAT 1月31日から設置予定、最大接種能力4,000回／週 ・オスカードリーム 1月31日から設置予定、最大接種能力6,500回／週
堺市	集団接種会場 7箇所	追加接種（3回目） 接種券所持者（原則として堺市民のみ対象）	<p>集団接種会場（7か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高島屋堺店5階：210回/日 7日/週 ②ソフィア・堺：300回/日 6日/週 ③ダイエー北野田店3階：300回/日 7日/週 ④イトーヨーカドー津久野店：210回/日 7日/週 ⑤泉ヶ丘センタービル3階：300回/日 7日/週 ⑥堺市産業振興センター5階：210回/日 7日/週 ⑦美原区役所（別館）：210回/日 7日/週

【参考2-3】追加接種（3回目接種）に係る大規模接種会場の設置状況

（令和4年1月19日時点）

府県市名	設置箇所 （予定を含む）	接種対象者 （予定を含む）	各府県市における取組内容
神戸市	大規模接種会場 2箇所 集団接種会場 18箇所	国の方針に基づき、 2回目接種終了後一 定期間を経過した方	【大規模接種会場】 <ul style="list-style-type: none"> ・ノエビアスタジアム神戸 1月29日より設置予定。 1日当たり約5,000人接種可能 ・神戸ハーバーランドセンタービル 2月5日より設置予定。 1日当たり約2,000人接種予定 【集団接種会場】 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所1号館24階会場 1月29日より設置予定。 ・その他17会場 2月5日より設置予定。

（参考）

奈良県	実施の方向で 検討中	検討中	検討中
-----	---------------	-----	-----

〔出典〕各府県市からの回答

【参考3】無料検査事業(感染拡大傾向時の一般検査事業)の状況

(令和4年1月19日時点)

府県名	検査箇所				検査件数				各府県市における特徴的な取組
	医療機関	薬局	衛生検査所等	計	PCR	抗原定量	抗原定性	計	
滋賀県	1箇所	39箇所	1箇所	41箇所	495件	0件	1,459件	1,954件	1月18日 時点
京都府	—	—	—	84箇所	—	—	—	12,812件	1月19日 時点
大阪府	36箇所	259箇所	20箇所	315箇所	80,545件	566件	12,826件	93,937件	1月19日 時点
兵庫県	12箇所	193箇所	12箇所	217箇所	4,336件	0件	2,669件	7,005件	1月18日 時点
和歌山県	4箇所	34箇所	3箇所	41箇所	3,473件	0件	2,271件	5,744件	1月19日 時点
鳥取県	8箇所	20箇所	3箇所	31箇所	4,095件	0件	555件	4,650件	1月16日 時点
徳島県	27箇所	15箇所	3箇所	45箇所	1,030件	8件	1,193件	2,231件	1月16日 時点
奈良県	1箇所	38箇所	2箇所	41箇所	235件	0件	404件	639件	1月13日 時点

(参考)

(出典) 各府県からの回答

新型コロナウイルス対策に係る全国知事会の動き等

(12/27 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議)

別添 3-① オミクロン株の感染拡大防止に向けた緊急提言

別添 3-② オミクロン株の感染拡大防止に向けて

(1/6 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議)

別添 3-③ 全国的な感染再拡大の防止について

(1/7 全国知事会長等コメント)

別添 3-④ まん延防止等重点措置の適用について

(1/11 岸田 内閣総理大臣 意見交換)

○ 全国的な感染再拡大の防止について

○ まん延防止等重点措置の適用について

→別添 3-⑤ 新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と国との意見交換会結果概要

(1/12 第 31 回 新型コロナウイルス緊急対策本部会議)

別添 3-⑥ 全国的な感染急拡大を受けた緊急提言【抜粋】

別添 3-⑦ 全国的な感染急拡大を受けた緊急提言

別添 3-⑧ 全国的な感染急拡大を受けて

(1/14 全国知事会長等コメント)

別添 3-⑨ ワクチン追加接種前倒しに向けた配分計画提示及び濃厚接触者の待機期間短縮について

(1/17 金子 総務大臣 意見交換)

○ 全国的な感染急拡大を受けた緊急提言

○ ワクチン追加接種前倒しに向けた配分計画提示及び濃厚接触者の待機期間短縮について

(1/18 堀内 ワクチン担当大臣 意見交換)

○ 全国的な感染急拡大を受けた緊急提言

○ 全国的な感染急拡大を受けて

(1/19 後藤 厚生労働大臣 意見交換)

○ 全国的な感染急拡大を受けた緊急提言

○ 全国的な感染急拡大を受けて

(1/19 全国知事会長等コメント)

別添 3-⑩ まん延防止等重点措置区域の大幅拡大を受けて

(1/20 日本医師会との意見交換)

○ 全国的な感染急拡大を受けた緊急提言

○ 全国的な感染急拡大を受けて

○ ワクチン追加接種前倒しに向けた配分計画提示及び濃厚接触者の待機期間短縮について

○ まん延防止等重点措置区域の大幅拡大を受けて

(1/21 新型コロナウイルス緊急対策本部役員会議)

別添 3-⑪ オミクロン株の特性を踏まえた感染対策の確立について

(1/25 全国知事会長等コメント)

別添 3-⑫ まん延防止等重点措置区域の更なる追加を受けて

○1/7 第 19 回 新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会

○1/19 第 20 回 新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会

○1/25 第 21 回 新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会

オミクロン株の感染拡大防止に向けた緊急提言

新たな変異株である「オミクロン株」が世界各国・地域で広がりを見せている。先月30日に国内において初めて確認されて以降、海外からの入国者等の感染とそれに伴う濃厚接触者の増加とともに、市中感染も確認され、国内での感染拡大が懸念されるなど、予断を許さない状況にあり、今後の動向を注視していく必要がある。

全国知事会としては、国民の生命と健康を守るため、国と一体となって全力で取り組む決意である。

政府においては、年末年始も対策の手を緩めることなく、地方自治体と緊密に連携し、オミクロン株の感染拡大防止に総力をあげて取り組んでいただくよう強く求める。

1. 感染拡大防止等について

(1) オミクロン株の知見の共有

オミクロン株については、海外の知見を踏まえ、感染力や重症化のリスクなど詳細な性状を早期に分析し、現在のワクチン接種の有効性や開発中の経口薬を含む治療薬の効果について速やかに検証するとともに、その知見について地方自治体ときめ細かな情報共有を図り、国民に対し迅速かつ丁寧に情報発信すること。

また、収集された知見に基づき、オミクロン株に合わせた濃厚接触者の定義とともに、感染状況や医療提供体制など地域の実情に応じた陽性者や濃厚接触者の対応方針について早急に検討すること。

(2) 水際対策の徹底

世界各国・地域でのオミクロン株の確認等を踏まえ、外国人の新規入国の原則停止の解除は慎重に判断するとともに、国の責任において、濃厚接触者が待機する宿泊施設や移送手段を確保するなど、水際対策の強化、徹底を図ること。

また、入国時の誓約に違反した事例が散見されることから、入国後14日間の自宅や宿泊施設での待機及び他者との接触をしないこと等を求める「日本へ入国・帰国した皆さまへ『14日間の待機期間中』のルール」について、丁寧な説明・周知を行うとともに、内容を確実に遵守するよう強く要請すること。

在日米軍についても、移動制限期間中の基地内での制限強化など、水際対策を徹底すること。また、基地内において変異株スクリーニングができる体制を早急に構築するとともに、オミクロン株が確認された場合は、遅滞なく国や関係自治体に対して情報提供を行うよう強く要請すること。

(3) 検査体制等の整備

オミクロン株の迅速な検知に向けた検査体制を早急に整備すること。

また、濃厚接触者の増加に伴い、健康観察、検体採取など保健所の負担が増加していることから、国としても、感染が急速に拡大している地域に対し、保健師の派遣を積極的に行うなど、保健所業務の負担軽減に配慮すること。

PCR等検査の無料化については、自治体が必要とする体制整備に要する経費

及び検査費用を全て国が負担するとともに、検査で陽性となった場合は、速やかに医療機関を受診するよう周知徹底すること。

(4) 基本的な感染対策の徹底

ワクチン接種者であっても会話時のマスクの着用や手指消毒、体調管理、換気の徹底など基本的な感染対策の継続を国民に強く呼び掛けること。

また、これまで全国的に人の移動が活発になる時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、冬休みや年末年始における基本的な感染対策の徹底を促すとともに、外出時には混雑する時間・場所を避け、体調が悪い場合は、帰省や旅行等を延期するなど外出・移動を控えて、早期に医療機関を受診するよう注意喚起すること。

(5) 感染状況に応じた迅速な対応

今後のオミクロン株の国内の感染の状況に応じて、水際対策とともに市中の感染対策を強化すること。なお、市中感染対策の強化に当たっては、地方と十分協議・連携しながら、感染拡大の兆しを確実に察知し、時機を逸することなく実施すること。

感染力の強いと見込まれるオミクロン株の感染を抑え込むためには、迅速な対策を講じる必要があることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置については、感染状況に即応して発出できるよう、国会報告等も含めた手続きの簡素化、迅速化を図り、知事の要請に応じて迅速かつ機動的に発出すること。

併せて、各都道府県に委ねられているレベル評価と、国が権限を有する特措法に基づく措置との関係性を明確にすること。

(6) ワクチン・検査パッケージ制度の再検討

ワクチン・検査パッケージ制度は、緊急事態宣言等下においても感染リスクを低減させることにより各種の行動制限の緩和を可能とする取組として重要である一方、オミクロン株の感染が国内でも確認されていることから、ワクチン・検査パッケージの活用による行動制限の緩和の在り方等について、海外におけるブレイクスルー感染事例等を踏まえ、感染を再拡大させることのないよう、専門的・医学的見地から再検討すること。

(7) 感染拡大の影響を受ける事業者への支援

感染拡大により幅広い事業者への影響が再び深化・長期化することが懸念されることから、昨今不足が見込まれる尿素水の確保も含め、地域や事業者の実情に応じた必要十分な支援を行うこと。

2. ワクチン接種の円滑な実施について

(1) 追加接種（3回目接種）の実施に向けた取組

追加接種（3回目接種）については、オミクロン株への対応も踏まえ、2回目接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を可能とする対象者等が

示されたが、オミクロン株に対するワクチンの有効性を明らかにした上で、追加接種の必要性を分かりやすく情報発信すること。併せて、ファイザー・モデルナそれぞれの追加接種に係る副反応などを明らかにし、モデルナの接種についての国民の不安を解消すること。特に交差接種の有効性や安全性も含め、国民が納得して接種できるよう、正確かつ具体的で分かりやすい情報発信を積極的に行い、早期の接種を広く呼びかけること。

4月以降の追加接種に必要なワクチンを確実に供給するとともに、具体的な配分量、配送スケジュールを早期に示すこと。また、接種券なしで接種する際の事務手続きの簡素化など、接種関係者の負担に配慮した新たな事務処理方法を示すこと。加えて、これらの点について実務を担う自治体の意見を踏まえながら早急に検討を進め、見解を示すこと。

(2) 12歳未満の子供への接種の在り方の検討

5歳以上11歳以下の小児へのワクチン接種を実施する場合、国内では12歳未満の感染による死亡例はなく、重症化リスクも低いと言われていることから、先行しているアメリカでの知見も踏まえ、ワクチンの効果や副反応について、より分かりやすく丁寧な情報発信を行うこと。接種を受ける努力義務及び自治体の勧奨義務については、慎重に検討を行うこと。

小規模自治体では小児科医が少ないことや対象となる子供の人数が少ないことから、複数の市区町村で接種体制を構築する場合の住所地外接種届の省略など、市区町村の負担軽減を図ること。追加接種のスケジュールと重なることや、システム改修をはじめ準備期間が必要となることから、早期の情報提供など、できる限り市区町村や医療機関の負担軽減を図ること。

また、小児科が不足する地域において、小児科以外の医療機関での接種を円滑に進めるため、医療機関向けに小児への筋肉注射に係る留意事項や、副反応時の応急対応など、大人とは対応が異なる点に係る詳細な情報提供を行うこと。併せて、接種に係る全国小児科医会への協力要請を行うとともに、緊急時や専門的な対応が必要な場合の国公立病院や大学病院等への協力要請を行うこと。さらに、大人に比べて予診など接種に多くの時間を要することを踏まえた財政措置の充実など、できる限りの支援を行うこと。

令和3年12月27日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	鳥取県知事	平井 伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀 雅雄
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田 省司
幹事長	福井県知事	杉本 達治
本部員	41都道府県知事	

オミクロン株の感染拡大防止に向けて

新たな変異株であるオミクロン株の感染が、世界各国で広がっており、今後、国内での感染拡大も懸念されます。

国民の皆様におかれては、オミクロン株による感染の再拡大を引き起こさないよう、引き続き、基本的な感染対策の徹底に、ご理解とご協力をお願いします。

－ 基本的な感染対策の継続をお願いします！ －

- ワクチンを接種した方も含め、飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しく着用し、こまめな手洗い、手指消毒、体調管理、三密回避、換気といった基本的な感染対策を徹底しましょう。
- 冬休みや年末年始の帰省や旅行等は慎重に検討いただき、帰省等をする場合にも、基本的な感染対策を徹底し、時期の分散や事前のPCR等検査の活用を含め、「うつさない」、「うつらない」行動を心掛けましょう。
- 飲食時は感染リスクが高まります。外食は、都道府県の認証等を受けたお店をご利用いただき、食事中であっても会話をする際はマスクを着用するとともに、自宅での会食を含め、家族、友人など親しい間柄であっても、感染対策を徹底しましょう。
- 発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出・移動を控え、医療機関に電話した上で、すぐに受診しましょう。

全国知事会は、感染再拡大の防止に全力で取り組みます。

- 水際対策の徹底と監視体制の早期整備に向けて、国に対し、積極的な取組を働き掛けていきます。
- 保健所機能を強化し、積極的疫学調査を徹底することで、濃厚接触者の早期発見、感染者の早期治療につなげ、感染拡大を防ぎます。
- ワクチンの追加接種に向けて、国と連携し、希望する全ての方が円滑に接種できる体制を整備します。
- 感染が再拡大した場合に備えて、病床の更なる確保や宿泊療養施設の充実、医療人材の確保など、医療提供体制の整備・強化に取り組みます。

令和3年12月27日

全 国 知 事 会

全国的な感染再拡大の防止について

新型コロナウイルス感染症については、昨年12月下旬以降、全国の新規感染者数が増加傾向にある。特に、従来株と比べて感染力の強い「オミクロン株」の市中感染が全国各地で確認され、一部地域では加速度的に感染が拡大し、医療や保健所業務の逼迫に繋がる危機的な段階に突入しつつある。

全国知事会は、国民の生命と健康を守るため、国と一体となって、予防、検査、早期治療の強化に全力で取り組む決意である。

政府におかれては、オミクロン株の重症化リスクやワクチン・治療薬の有効性などを早期に分析し、地方と緊密に連携しながら、感染再拡大の防止に総力を挙げて取り組んでいただくよう、以下の項目について強く求める。

- 全国的な感染再拡大を防止するためには、国内の感染状況に応じた迅速な対応が求められるため、米軍基地を含め、水際対策を維持しながら、時機を逸することなく市中の感染対策をあらゆる手段を投じて強化するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について、知事の要請に応じて迅速かつ機動的に発出すること。

併せて、休業要請や時短要請に係る協力金については、認証店・非認証店による単価差を見直すとともに、確実に財源措置を講じること。

- 在日米軍基地について、出発地検査の厳守や移動制限期間中の制限強化など、水際対策を徹底するとともに、基地内において変異株スクリーニングができる体制を早急に構築するなど、地域の不安を払拭する実効性ある対応について、政府から強く要請すること。

- ワクチンの追加接種を推進するため、国民に対し、引き続き、交差接種の有効性・安全性等をわかりやすく丁寧に説明し、ワクチンを確実に供給するとともに、自治体の体制整備を積極的に支援すること。

- 感染者の早期囲い込みを図るため、オミクロン株の迅速な検知に向けた検査体制を早急に整備するとともに、感染拡大が懸念される地域での無料のPCR等検査については、検査に要する費用を全て国が負担するなど、自治体を積極的に支援すること。
- ワクチン・検査パッケージ制度については、ワクチンを接種していても、感染リスクが高いとされるオミクロン株の特性を踏まえ、専門的・医学的見地から取扱を見直すこと。

令和4年1月6日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長	鳥取県知事	平井 伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀 雅雄
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田 省司
幹事長	福井県知事	杉本 達治

まん延防止等重点措置の適用について

新型コロナウイルス感染症については、全国の新規感染者数が急増しており、特に、従来株と比べて感染力が強い「オミクロン株」の市中感染が全国各地で確認され、一部地域では加速度的に感染が拡大し、医療や保健所業務の逼迫に繋がる危機的な段階に突入しつつある。

本日、政府対策本部において、全国知事会と広島県、山口県、沖縄県の要請を踏まえ、1月9日から3県に「まん延防止等重点措置」が適用されることとなったものであり、迅速にご対応いただいたことに、深く感謝申し上げます。

年末年始における全国的な人の移動等の影響により、今後、各地での感染拡大が懸念され、オミクロン株の特性から日を追って感染が急拡大する実情に即し、3県以外でも必要になることも想定されるため、引き続き、知事の要請により「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発出等、迅速かつ機動的に対処されるよう強く求める。

全国知事会としても、各知事がオミクロン株による感染拡大の危機感を共有し、国と一体となって、予防、検査、早期治療に全力で取り組む決意である。政府におかれては、オミクロン株の詳細な性状を早期に分析するとともに、地方と緊密に連携の上、水際対策を維持しながら、市中の感染対策をあらゆる手段を投じて強化し、感染拡大の防止に総力を挙げて取り組んでいただくようお願いする。

令和4年1月7日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 鳥取県知事 平井 伸治

本部長代行

福島県知事 内堀 雅雄

新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と国との意見交換会

結果概要

- 1 日時 令和4年1月11日（火） 17:30～17:45
- 2 参加 岸田内閣総理大臣
平井鳥取県知事、内堀福島県知事、西脇京都府知事、黒岩神奈川県知事、
濱田高知県知事、杉本福井県知事

3 内容

(1) 開会あいさつ(公開)

【平井知事】

本日は岸田総理はじめ皆様本当にこういう時間を作っていただきありがとうございます。また総理におかれましては、今朝、ぶら下がり会見でこれからの方針を示されたこと、感謝申し上げます。

また併せまして、早速、山口、広島、沖縄の3県に、この防止措置、適用していただきました。今までにないスピードでありまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。ぜひこれからもいろいろと機動的にやっていかなければならない局面があるかと思っております。今後とも、御指導賜りますようお願い申し上げます。

今、オミクロン株、非常に難しい状況だと思っております。とにかく感染スピードが速い。そのことが重要であります。また片方で軽症者が多いのではないかとあります。それで、今日は、ここに知事会の方から、黒岩知事、西脇知事、内堀知事、そして杉本知事や濱田知事、皆揃いまして、お願いをさせていただくことといたしたところでございます。

こうした特性を踏まえた戦略をぜひ、政府としても、示していただけたらありがたいと思っております。例えばワクチンのことや経口薬のこと、今日もお話がありました。是非、ワクチンを、早めにスケジュールをきちんと早めに示していただきまして、現場が動けるようにしていただいたり、経口薬を確保いただいたりするなど、お願いをできればと思います。

また戦略を立てて戦略的に我々が動ける、そういう環境を整えていただきたいと思います。例えば濃厚接触者がおられます。14日間、今、監視しなければならないということになり、3日、6日、10日で検査をします。これは結構手間を取られます。それがさらにはBCP、重要な人材の確保にも支障が出る原因にもなっています。例えばこういうことであるとか、あるいはマスク、そして消毒など、そうしたこといろいろ徹底をすること。ホットスポットを探求すること。こうしたことなど、組織的に我々ができる環境を整えていただければありがたいと思っております。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

【岸田総理】

まず本日はこうした機会を設けていただきましたこと、心から感謝申し上げます。

全国でオミクロン株を含めた感染が拡大をしています。オミクロン株の特性を踏まえ、各知事の皆様方のご協力もいただきながら、メリハリのついた対策を進めていく必要があります。本日は、私から3点申し上げさせていただきたいと思っております。

まず第1に、全体像で、用意した地域の医療体制をしっかりと稼働させていくことが重要

です。年末にお願いした医療体制の準備状況の自己点検によれば、各都道府県において、病床の確保は順調に進んでおり、今後の鍵となる、在宅、宿泊療養に対する、地域の医療機関数は、計画を3割上回る体制を準備することができました。各知事のリーダーシップに感謝申し上げますとともに、今後、稼動状況の見える化を強化し、動かしていただきますよう、お願いをいたします。

第2に、予防、検査、早期治療の強化も引き続き重要な課題です。特にワクチンについては、3100万人分を対象とする、3回目接種の前倒しが1月、2月に山場を迎えます。専門家によれば、重症化率は低いとされるオミクロン株ですが、高齢者に感染が広がると、重症者が発生する割合が高くなる恐れがあるとのことでした。高齢者を対象とするブースター接種のペースアップを強く要請いたします。どうか各知事におかれましては、大規模接種会場を含めた接種体制の強化への協力をお願いいたします。国としても、必要なワクチンの確実な供給、そして自衛隊による大規模接種会場の設置など、自治体の取り組みを支援して参ります。

そして第3に、今後、さらに感染者数が増加すれば、保健所や自治体業務の逼迫が見込まれます。各自、知事や医療関係者との連携のもと、保健所だけに頼らない、重層的なネットワークづくりを、早急に進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、現場で対策に当たられる各知事の皆様と緊密に連携をさせていただいた上で、高い警戒感を持って、対応に当たっていきたく思っております。ぜひ今後ともご協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(2) 意見交換における主な議論

- 医療体制についてオミクロン株による感染拡大が、想定した確保病床等を大きく上回ることが懸念されることから、医療体制の更なる強化に向け、財政支援の拡充など、必要な支援をお願いしたい。
- オミクロン株の急速な感染拡大を踏まえて、知見の収集による、適切・柔軟な対応が必要と考えており、ワクチンの効果、特に重症化リスクの科学的知見とその特性を踏まえた有効な対策を是非とも示していただきたい。
- 医療従事者が新規感染者や濃厚接触者になることによって、医療が崩壊に向かっているという現象が起きていることから、現状分析と採るべき対策の内容・時期などについて、国の方で主導して、検討していただきたい。
- 欧米では、感染拡大で、交通、物流、ゴミ収集など多方面にも支障が出ており、特に濃厚接触者の隔離期間、感染者の療養期間の見直しをお願いしたい。
- ワクチン及び治療薬の安定的な供給確保をお願いしたい。
- ワクチンの接種体制の強化に向けて、交接種の有効性、安全性等を分かりやすく説明をいただき、自治体の体制整備に積極的な支援をお願いしたい。また、国の強いリーダーシップで、例えば65歳以上の人は、いつまでに完了させるというようなメッセージを是非出していただきたい。
- 重層的なネットワークづくりについて、感染者等の増加に伴い、健康観察など、保健所の負担が増加していることから、早急に具体的な仕組み、運用方法等をお示しいただきたい。

- 知事の要請に応じた緊急事態宣言等の迅速かつ機動的な発出や時短要請等に係る協力の単価見直し、米軍基地の水際対策の徹底、ワクチン・検査パッケージの見直しなど、地方と連携した感染拡大防止を引き続きお願いしたい。
- 在日米軍基地を抱える自治体の危機感は極めて強いものがあることから、基地におけるオミクロン株検査の実施など、追加的な対策について引き続き国からも働きかけをお願いしたい。

全国的な感染急拡大を受けた緊急提言【抜粋】

(令和4年1月12日 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 決定)

1. 感染拡大防止等について

① オミクロン株の知見の共有 (提言書P.1)

- ・ 海外や国内の感染事例、専門家の知見等の活用により、感染力や重症化リスクなどオミクロン株の詳細な性状を早急に分析すること
- ・ ワクチン接種の有効性や治療薬の効果について速やかに検証し、地方自治体と情報共有するとともに、国民に対し迅速かつ丁寧に情報発信すること

② 基本的な感染対策の再徹底 (提言書P.2)

- ・ ワクチン接種者を含め、会話時のマスクの着用や手指消毒、体調管理、換気の徹底など基本的な感染対策の再徹底を国民に分かりやすい言葉で強く呼び掛けること

③ 事業継続計画の策定等の要請 (提言書P.2)

- ・ 感染や濃厚接触によるエッセンシャルワーカーの療養、自粛等により、社会経済活動への影響が懸念されることから、経済団体や事業所等に対し、事業継続計画 (BCP) の策定、点検を要請すること

④ 感染状況に応じた迅速な対応 (提言書P.2)

- ・ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置については、知事の要請に応じて迅速かつ機動的に発出すること
- ・ 11月に公表した全体像をオミクロン株による感染拡大を踏まえた方針に見直すこと

1

⑤ 時短要請に伴う協力金の見直し (提言書P.2)

- ・ 都道府県が独自に取り組む休業要請や営業時間短縮要請について、第三者認証を受けた飲食店も協力要請推進枠による協力金の対象とすること
- ・ 即時対応特定経費交付金を早期に再開するとともに、地方負担分の2割についても国が負担するなど、協力金の財源を確実に措置すること

⑥ ワクチン・検査パッケージ制度の再検討 (提言書P.3)

- ・ オミクロン株の市中感染やブレイクスルー感染が全国で急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージの活用による行動制限の緩和の在り方や制度の適用を専門的・医学的見地から速やかに見直すこと

⑦ PCR等検査の無料化 (提言書P.3)

- ・ 感染拡大傾向時の一般検査事業に要する経費についても、全額国が負担するとともに、来年度以降の実施方針を明確にすること
- ・ 旅行や出張等で来訪した県外在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充するとともに、それに要する費用も国が支援すること

2. ワクチン接種の円滑な実施について

① 追加接種 (3回目接種) の実施に向けた取組 (提言書P.4)

- ・ 追加接種の必要性や交互接種の有効性・安全性など、国民が納得して接種できるよう、正確かつ具体的で分かりやすい情報発信を行い、早期接種を広く呼び掛けること
- ・ 4月以降の追加接種に必要なワクチンを確実に供給し、具体的な配分量、配送スケジュールを早期に示すとともに、都道府県が運営する大規模接種会場で使用するワクチンは、市区町村分と別枠で確実に配分すること

2

② 12歳未満の子供への接種の在り方の検討 (提言書P.4)

- ・ ワクチンの効果や副反応について、より分かりやすく丁寧な情報発信を行うこと
- ・ 追加接種のスケジュールと重なることや、システム改修をはじめ準備期間が必要となることから、早期の情報提供など、できる限り市区町村や医療機関の負担軽減を図ること
- ・ 接種を円滑に進めるため、全国小児科医会や国公立病院、大学病院等へ協力要請するとともに、副反応時の応急対応や接種に多くの時間を要するなど、大人とは対応が異なることを踏まえ、詳細な情報提供や財政措置の充実を行うこと

3. 保健・医療体制の強化について

① 保健・医療人材の確保 (提言書P.5)

- ・ 国としても、感染が急速に拡大している地域に対し、保健師の派遣を積極的に行うなど、保健所業務の負担軽減に配慮するとともに、自治体が必要な人員を確保するための財源を措置すること
- ・ 病床ひっ迫に際して、宿泊療養施設の拡大、臨時医療施設や酸素ステーションなど医療人材の確保が困難になるため、広域的な対応を図ること

② 保健所機能の強化 (提言書P.5)

- ・ 迅速かつ的確な対応がとれるよう、感染ルートの探知、積極的疫学調査の徹底、入院等の調整など保健所機能の強化に対し支援するとともに、「保健所だけに頼らない重層的なネットワークづくり」の具体的な仕組みや運用方法を早急に示すこと

③ スクリーニング検査や全ゲノム解析の全国展開 (提言書P.6)

- ・ 地域でオミクロン株のスクリーニング検査が実施できるよう、早期に検査手法を確立すること

3

④ 自宅療養者への対応 (提言書P.6)

- ・ 自宅療養者への更なる対応強化に向け、より多くの医療機関が在宅診療に携われるよう、医師会に対し、在宅診療体制の構築について継続的に強く要請すること

⑤ 感染者・濃厚接触者の療養期間等の見直し (提言書P.7)

- ・ 感染者や濃厚接触者の療養期間・退院基準等については、社会機能の維持・継続に支障を及ぼしつつある状況を踏まえ、エビデンスに基づき、改めて検討すること

⑥ 国産ワクチンの開発支援・治療薬の活用促進 (提言書P.7)

- ・ 中和抗体薬及び経口薬について、医療機関・薬局に、備蓄分も含め適切に配分し、安定供給を確保するとともに、現場の医師の判断で早期投与できるよう、弾力的な運用を認めること

⑦ 医療提供体制の確保のための財政措置 (提言書P.7)

- ・ オミクロン株による感染拡大は、想定した確保病床等を大きく上回ることが懸念されるため、医療提供体制の更なる強化に向け、財政支援の拡充など必要な支援を行うこと

4. 事業者支援及び雇用対策について

① 事業者への支援 (提言書P.9)

- ・ 事業復活支援金について、事業者負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化等により迅速に給付するとともに、休業要請等に係る協力金との併給を容認するなど、弾力的な制度運用とすること

② 地方創生臨時交付金等の弾力的な運用 (提言書P.9)

- ・ 地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度を見直し、弾力的な運用等を図るとともに、感染急拡大に対応できるよう、更なる財源措置を講じること

4

全国的な感染急拡大を受けた緊急提言

新型コロナウイルスの感染急拡大を受け、1月9日から1月31日まで広島県、山口県、沖縄県の3県に「まん延防止等重点措置」が適用された。

現在、従来株と比べて感染力の強い「オミクロン株」の市中感染が全国各地で確認され、一部地域では加速度的に感染が拡大し、医療や保健所業務の逼迫に繋がる危機的な段階に突入しつつある。

全国知事会は、国民の生命と健康を守るため、国と一体となって、予防、検査、早期治療の強化に全力で取り組む決意である。

政府におかれては、オミクロン株の重症化リスクやワクチン・治療薬の有効性などを早期に分析し、地方と緊密に連携しながら、感染再拡大の防止に総力を挙げて取り組んでいただくよう、下記の項目を強く求める。

1. 感染拡大防止等について

(1) オミクロン株の知見の共有

オミクロン株については、海外や国内の感染事例、専門家の知見等の活用により、感染力や重症化のリスクなど詳細な性状を早急に分析すること。

また、ワクチン接種の有効性や治療薬の効果について速やかに検証するとともに、地方自治体ときめ細かな情報共有を図り、国民に対し迅速かつ丁寧に情報発信すること。

さらに、収集された知見に基づき、感染状況や医療提供体制など地域の実情に応じた陽性者や濃厚接触者への対応方針について、感染拡大状況等も踏まえ、早急に示すこと。

加えて、オミクロン株の感染者に対する経口薬の処方をはじめとする治療についての知見を共有するとともに、自宅療養に対する判断の基準を示すこと。

(2) 水際対策の維持等

世界各国・地域でのオミクロン株の継続的な増加を踏まえ、水際対策を維持すること。

また、入国時の誓約に違反した事例が散見されることから、入国後14日間の自宅や宿泊施設での待機及び他者との接触をしないこと等を求める「日本へ入国・帰国した皆さまへ『14日間の待機期間中』のルール」について、丁寧な説明・周知を行うとともに、内容を確実に遵守するよう強く要請すること。

なお、検疫用の宿泊施設の確保を進め、都道府県の宿泊療養施設を活用している場合は、早期に都道府県が使用可能な状態にすること。

在日米軍基地について、出発地検査の厳守や移動制限期間中の制限強化など、水際対策を徹底するとともに、基地内において変異株スクリーニングができる体

制を早急に構築するなど、地域の不安を払拭する実効性ある感染防止対策のほか、基地内での医療提供体制の確保・充実等について、政府から強く要請すること。

(3) 基本的な感染対策の再徹底

ワクチン接種者を含め、会話時のマスクの着用や手指消毒、体調管理、換気など基本的な感染対策の再徹底を国民にわかりやすい言葉で強く呼び掛けること。

また、これまで全国的に人の移動が活発になる時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、外出時には混雑する時間・場所を避け、体調が悪い場合は、帰省や旅行等を延期するなど外出・移動を控えて、早期に医療機関を受診するよう注意喚起すること。

なお、今後、受験シーズンを迎えることから、感染者や濃厚接触者の受験機会が最大限確保されるよう配慮すること。

(4) 事業継続計画の策定等の要請

感染や濃厚接触によるエッセンシャルワーカーの療養、自粛等により、社会経済活動への影響が懸念されることから、経済団体や事業所等に対し、事業継続計画（BCP）の策定、点検を要請すること。

(5) 感染状況に応じた迅速な対応

オミクロン株の国内の感染状況を踏まえ、地方と十分協議・連携しながら、時機を逸することなく、市中の感染対策を強化すること。

オミクロン株の感染拡大を抑え込むためには、迅速な対策を講じる必要があることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置については、感染状況に即応して発出できるよう、国会報告等も含めた手続きの簡素化、迅速化を図り、レベルにとらわれず、知事の要請に応じて迅速かつ機動的に発出すること。

併せて、各都道府県に委ねられているレベル評価と、国が権限を有する特措法に基づく措置との関係性を明確にすること。

加えて、11月に公表された「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」をオミクロン株による感染拡大状況を踏まえた方針に見直すこと。また、現行の基本的対処方針やレベル移行の基準、医療需要の予測ツールについても、見直しを行い早急に明らかにすること。

また、更なる感染拡大に備え、実効性のある人流抑制策について、法制度の議論も含め、速やかに検討すること。

併せて、感染防止対策とイベント・行事等の両立を図るため、大規模イベント等についても、法制度の議論も含め、実効性のある感染防止対策を速やかに検討すること。

(6) 時短要請に伴う協力金制度の見直し

都道府県が躊躇することなくスピード感をもって感染の抑え込みに取り組み

るよう十分な財源措置を講じるとともに、例えば、時短要請に伴う協力金など、国の交付金の支給要件等が実質的に知事の裁量を制限することとならないよう、弾力的な対応が可能な制度に見直すこと。

また、各都道府県が特措法第24条第9項の規定に基づき各地域で独自に取り組む休業要請や営業時間短縮要請について、第三者認証を受けた飲食店は時短要請及び協力金の対象外となるが、協力金の対象となるために第三者認証を辞退する店舗が増加することが懸念されることから、知事の判断で第三者認証を受けた飲食店についても時短要請及び協力要請推進枠による協力金の対象とすること。

さらに、即時対応特定経費交付金を早期に再開するとともに、地方負担分の2割についても国が負担するなど、協力金の財源を確実に措置すること。

なお、要請に従っていないことが判明した場合、協力金の返還、将来にわたる債権管理に必要な法令の整備や申請者情報の管理などの課題が生じることから、回収不可能となった協力金はもとより、来年度以降の関係事務に要する費用についても、都道府県の財政負担が生じないよう国が必要な財政措置を講じること。

(7) ワクチン・検査パッケージ制度の再検討

ワクチン・検査パッケージ制度は、緊急事態宣言等下においても感染リスクを低減させることにより各種の行動制限の緩和を可能とする取組として重要である一方、オミクロン株の市中感染およびブレイクスルー感染が全国各地で急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージの活用による行動制限の緩和の在り方や制度の適用について、専門的・医学的見地から速やかに取扱いを見直すこと。

(8) PCR等検査の無料化

PCR等検査の無料化については、感染拡大傾向時の一般検査事業に要する費用についても、全額国が負担するとともに、来年度以降の事業の実施方針を明確にすること。また、検査で陽性となった場合は、速やかに医療機関を受診するよう国民に周知徹底すること。

さらに、旅行や出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充するとともに、それに要する費用についても国が支援すること。

加えて、無料検査を行うことができる調剤薬局を確保することが困難な地域においては、一定の要件の下で医薬品の店舗販売業でも検査を実施できるようにするなど、柔軟な取扱いとすること。

2. ワクチン接種の円滑な実施について

(1) 追加接種（3回目接種）の前倒しに向けた取組

オミクロン株の急激な感染拡大を踏まえ、可及的速やかに高齢者をはじめ広く国民にワクチン追加接種の前倒しを進めることが必要との認識のもと地方は接種体制を整えているところであり、必要なワクチンの確保と供給に国として全力をあげて取り組むこと。併せて、オミクロン株に対するワクチンの有効性を明らかにし、追加接種の必要性を分かりやすく情報発信するほか、交差接種の有効性や安全性も含め、国民が納得して接種できるよう、正確かつ具体的で分かりやすい情報発信を積極的に行い、早期の接種を広く呼びかけること。その際は、ファイザー・モデルナそれぞれの追加接種に係る副反応などを明らかにし、モデルナの接種についての国民の不安を解消すること。

加えて、前倒し接種に関し、早期に具体的なスケジュールなどの情報提供や必要な財政支援を行い、また、職域接種についても、実施企業等の規模に関わらず財政支援を行うこと。

また、4月以降の追加接種に必要となるワクチンを確実に供給し、具体的な配分量、配送スケジュールを早期に示すとともに、都道府県が運営する大規模接種会場で使用するワクチンについては、初回接種の際と同様に、市町村が使用するワクチンとは別枠で確実に配分すること。

接種券なしで接種するケースが増加することを踏まえ、手続きの一部省略や「新型コロナワクチン接種証明アプリ」も活用し、事務処理の簡素化・効率化を図るほか、VRSにそのまま読み込める機能をアプリに追加するなど、接種関係者の負担軽減を図ること。加えて、これらの点について実務を担う自治体の意見を踏まえながら早急に検討を進め、見解を示すこと。

(2) 12歳未満の子供への接種の在り方の検討

5歳以上11歳以下の小児へのワクチン接種を実施する場合、国内では12歳未満の感染による死亡例はなく、重症化リスクも低いと言われており、接種の必要性に疑念を持たれる方も多いことから、先行しているアメリカでの知見も踏まえ、ワクチンの効果や副反応について、より分かりやすく丁寧な情報発信を行うこと。接種を受ける努力義務及び自治体の勧奨義務については、慎重に検討を行うこと。

追加接種のスケジュールと重なることや、システム改修をはじめ準備期間が必要となることから、早期の情報提供など、できる限り市区町村や医療機関の負担軽減を図ること。

また、小児科が不足する地域において、小児科以外の医療機関での接種を円滑に進めるため、医療機関向けに小児への筋肉注射に係る留意事項や、副反応時の応急対応など、大人とは対応が異なる点に係る詳細な情報提供を行うこと。併せて、接種に係る全国小児科医会への協力要請を行うとともに、緊急時や専門的な対応が必要な場合の国公立病院や大学病院等への協力要請を行うこと。さらに、

大人に比べて予診など接種に多くの時間を要することを踏まえた財政措置の充実など、できる限りの支援を行うこと。

3. 保健・医療体制の強化について

(1) 保健・医療人材の確保

感染拡大の防止には、早期検査、早期治療や積極的疫学調査の徹底など保健所機能を維持することが重要である。感染者や濃厚接触者の増加に伴い、健康観察、検体採取など保健所の負担が増加していることから、国としても、感染が急速に拡大している地域に対し、保健師の派遣を積極的に行うなど、保健所業務の負担軽減に配慮するとともに、自治体が必要な人員を確保するための財源を措置すること。

また、病床の確保だけでなく病床を稼働させる人材の確保も重要である。病床ひっ迫に際しては、宿泊療養施設の拡大、臨時医療施設や酸素ステーションの設置など医療人材の確保が困難になることから、広域的な対応を図ること。

なお、更なる感染拡大時に、国が要請する医療人材の派遣等に当たっては、地域医療に影響を及ぼすことのないよう現場に配慮すること。

さらには、医療従事者を派遣することに伴い休床・休棟が生じる医療機関へ休床補償を行うための経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするとともに、宿泊療養施設や臨時医療施設等における勤務については、ワクチン接種と同様に労働者派遣や被扶養者の収入確認の特例の対象とすること。

また、高齢・障害者施設等においては、オンラインも含めて診察や健康観察等を行う医師及び看護師を国が雇い上げ、入院以外でも安心して療養できる仕組みを検討すること。

(2) 保健所機能の強化

迅速かつ的確な対応がとれるよう、感染ルートの探知、積極的疫学調査の徹底、入院等の調整など保健所機能の強化に対し支援するとともに、「保健所だけに頼らない重層的なネットワークづくり」について、早急に具体的な仕組みや運用方法等を示すこと。

また、保健当局間で疑い例も含めた陽性患者の情報共有を迅速に行うための実効性ある体制整備を早急に図るとともに、陽性者が越境する事例等が生じないよう感染症法の厳格な運用を図ること。

さらに、保健所業務の軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症に係る高額所得世帯の入院治療費の自己負担廃止による算定事務の効率化、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化を図るとともに、保健所業務のデジタル化を更に推進すること。

なお、すべての自宅療養者に求められている健康観察について、計画の想定を超えて感染が急拡大した際には、これまでの知見を踏まえ健康観察の要件を緩和

するなど、保健所のリソースを効果的に活用できる制度も検討すること。

(3) スクリーニング検査や全ゲノム解析の全国展開

オミクロン株のスクリーニング検査が地域で実施できるよう、早期に検査手法を確立するとともに、国として地方衛生研究所の体制整備や国の検査の再開、民間検査機関への検査委託の支援、試薬の開発・配分、検体の保管ルール等の設定等を行うこと。

また、各都道府県で全ゲノム解析を導入できるよう、専門知識・技術を有する職員の長期間の派遣、国立感染症研究所による技術研修、検査室の改修など施設・設備整備に係る補助金の創設、検査機器や試薬・器材の安定した供給体制の確保など、地域における遺伝子解析を支援するとともに、これらの経費については、国において全額財政措置を講じること。

(4) 地域医療体制への支援

今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入れに中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

(5) 入院待機施設への支援拡充

都道府県が設置する入院待機施設の運営に必要な経費については、宿泊療養施設として位置づけた場合は全額国庫負担となるが、臨時医療施設として位置づけた場合は、診療報酬で対応する仕組みとなっており、補助対象とならず、診療報酬相当額である4分の1が地方負担となることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするなど、国において全額財政措置を講じること。

(6) 自宅療養者への対応

自宅療養者への更なる対応強化に向け、より多くの医療機関が在宅診療に携われるよう、国において在宅診療体制の構築について医師会へ継続的に強く要請を行うこと。

また、農山村地域の自宅療養者の診療には、移動を含め、1件当たりの診療に時間を要し、多額のコストがかかることから、手厚い財政的支援を図ること。

自宅療養者の個人情報の取扱いについては、都道府県と市区町村が連携しやすいよう、都道府県に実施の可否を判断させるのではなく、災害対策基本法における要配慮者名簿の提供のように、特措法に個人情報の提供の根拠を定めること。

また、感染者急増期に、多数の自宅療養者が一斉に避難を要する大規模災害が発生する場合に備え、自宅療養者の避難対策の考え方を示すこと。

(7) 感染者・濃厚接触者の療養期間等の見直し

感染者や濃厚接触者の療養期間・退院基準等については、対象者の短期間での増大によって社会機能の維持継続に支障を及ぼしつつあることも踏まえ、エビデンスに基づき、改めて検討すること。

あわせて、濃厚接触者に対するPCR検査を接触から「3日」「6日」「10日」に実施すべきこととされており、保健体制の大きな負荷となっていることから、地域の感染状況等に応じて弾力的な運用を認めること。

また、入院や宿泊療養施設における感染者の個室での管理、導線の分離については、オミクロン株の詳細な性状を分析したうえで、地域の医療体制等に応じて、デルタ株等の感染者との同室化を可能とするなど、早期の緩和を図ること。

(8) 後遺症に係る医療提供体制の整備

後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、専門家による分析・検証を行うなど後遺症の実態解明を早急に進め、国民に広く周知し、都道府県にも情報共有すること。

また、各都道府県が実施する後遺症に係る医療提供体制の整備に係る経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

(9) 国産ワクチンの開発支援・治療薬の活用促進

国産ワクチンの速やかな製造・販売に向け、重点的な支援を行うこと。

また、中和抗体薬及び経口薬について、国の責任において、医療機関・薬局に備蓄分も含め適切に配分し、安定供給を確保するとともに、重症化リスク因子とされている投与対象の範囲が狭いため、現場の医師の判断で早期投与できるよう、弾力的な運用を認めること。

また、中和抗体薬の発症抑制のための投与について、療養病院や高齢者施設等でのクラスター発生時に重症化リスクを持つワクチン未接種者の濃厚接触者に早期投与が可能となるよう、対象者を拡充すること。

さらに、経口薬モルヌピラビル処方後のフォローアップと報告については、宿泊療養施設の看護師等が処方医療機関をサポートする形で実施することも可能とすること。

(10) 医療提供体制の確保のための財政措置

更なる病床確保や病床使用率8割以上の稼働など、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」で示された医療提供体制の整備に向け、都道府県が実施する施策への財政措置を確実に講じること。

また、オミクロン株による感染拡大は、想定した確保病床等を大きく上回ることが懸念されることから、医療体制の更なる強化に向け、財政支援の拡充など必要な支援を行うこと。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における空床確保料は、

令和4年1月以降も当面実施されることとなっているが、医療提供体制拡充のために必要な経費を引き続き継続して対象とすること。

(11) 感染患者の受入れに対する財政支援の強化

診療・検査医療機関や感染患者の受入れ医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とし、都道府県が一括して取り扱えるようにすること。

また、病床確保について、これまでに確保した全ての病床に対して継続して空床補償ができるよう、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増を含め、引き続き、同交付金において地方が必要とする額を確保するなど、十分な財政支援を行うこと。特に、後方支援病床の確実な確保のため、感染患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うこと。

併せて、周産期や認知症の感染患者受入れ医療機関への支援や小児医療体制支援等を強化する仕組みづくりを国として構築すること。

(12) 感染患者受入れ医療機関等の安定経営に向けた財政支援

深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、感染患者受入れ医療機関等の安定経営に向けた財政支援策として、都道府県知事の意見を踏まえながら、災害時の概算払いを参考に、感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を速やかに実現すること。

また、院内感染時の更なる経営支援を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするとともに、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴って生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を講じるほか、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。

併せて、地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、感染患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うこと。

(13) 重症病床以外で重症患者を受け入れる場合の診療報酬の見直し

緊急的に中等症病床など重症病床以外で重症患者を受け入れる場合、当該患者の診療報酬について、病院の負担を考慮し、臨時的な取扱いで示された人員配置や報告の有無にかかわらず、ICU又はHCU入院料と同等の診療報酬を算定できるようにすること。

また、上記のような状況が継続した場合、その実態を踏まえ、当該病床の空床確保料について、ICU又はHCUと同等の単価を適用できるようにすること。

(14) オンライン・電話診療に係る診療報酬の見直し

オンライン・電話診療の普及・拡大は必須であるが、対面形式と比較して診療報酬が低額であり、労力や負担に見合っておらず、活用を阻害する要因となっているため、適切な診療報酬体系に見直すこと。

4. 事業者支援及び雇用対策について

(1) 事業者への支援

新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にある事業者に対し、事業復活支援金をはじめとした事業者向け給付金の支給や需要喚起策の実施など、事業者の実状に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援を講じるとともに、早期に執行すること。

特に事業復活支援金については、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、電子申請のサポート会場の複数設置等により迅速に給付するとともに、休業要請等に係る協力金との併給を容認するなど弾力的な制度運用とすること。

なお、財源については、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国の責任において、全ての自治体に対し確実に措置すること。

(2) 地方創生臨時交付金等の弾力的な運用

都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を越えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、繰越要件の弾力化や基金積立要件など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

また、オミクロン株による感染急拡大に対応できるよう、更なる財源措置を講じること。

(3) 雇用調整助成金等の特例措置の維持

雇用調整助成金等の特例措置について、現行特例は令和4年3月末まで延長し、現在の助成率は3月末まで継続しつつ、日額上限は段階的に縮減されているが、感染防止対策の実施により地域経済への影響の更なる長期化が懸念されることから、4月以降の延長を早期に決定すること。

また、今後、雇用調整助成金を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

さらに、子どもの感染等により、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金についても、同様に4月以降も延長すること。

(4) 中小企業の事業支援

中小企業事業再構築促進事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が

事業者及び支援機関から出ていることから、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。

また、中小企業生産性革命推進事業についても、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。特に持続化補助金については、採択率の向上につながる予算の増額や、添付書類の簡素化、事務手続き（採択、交付申請、交付決定等）の迅速化、補助事業終了後の速やかな事務処理（補助金額の確定等）なども図ること。

さらに、小規模事業者を対象とした商工団体の相談・指導機能などの強化について支援を行うこと。

（５）事業者の資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、新規・追加融資の迅速かつ柔軟な実行の徹底や、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化するとともに、昨年３月末で申込みが終了した民間金融機関の無利子融資の条件変更に伴う追加保証料の補助を実施すること。

また、中小零細事業者等に対し償還・据置期間の見直しを弾力的に行うほか、追加融資のニーズに対応するための信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済、代位弁済に対して都道府県が行う損失補償、預託原資調達に係る借入利息、その他、国の民間金融機関を通じた無利子・無保証料融資の終了後も都道府県が独自の資金繰り支援対策により生じる負担に対する支援または国による融資制度の創設を行うこと。

さらに、大企業とみなされ支援対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、日本政策金融公庫の資本金劣後ローンの貸付期間延長や金利引下げ等の条件緩和及び同ローンを対象とする信用保証制度の創設など、コロナ禍が長期化する現状を踏まえ、特に事業の継続と雇用の維持に重点を置いて、事業者や労働者等への支援を行うこと。

５．誰ひとり取り残さない社会の構築について

（１）人権を守る対策

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらにはワクチン接種を受けていない者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNSを活用した人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

(2) 生活困窮者への支援

生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう対策を講じるとともに、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和を継続すること。

また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、支給要件（収入、資産、求職活動）を緩和すること。

さらに、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

令和4年1月12日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	鳥取県知事	平井 伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀 雅雄
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田 省司
幹事長	福井県知事	杉本 達治
本部員	41 都道府県知事	

全国的な感染急拡大を受けて

従来株と比べて感染力の強い「オミクロン株」の市中感染が全国各地で確認され、一部地域では医療や保健所業務の逼迫に繋がる危機的な段階に突入しつつある状況です。

国民の皆様におかれては、今一度、基本的な感染対策の徹底に、ご理解とご協力をお願いします。

－ 基本的な感染対策の徹底を！ －

- ワクチンを接種した方も含め、飛沫防止効果の高い不織布マスク等を正しく着用し、こまめな手洗い、手指消毒、体調管理、三密回避、換気といった基本的な感染対策を徹底しましょう。
- 移動する場合には、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染対策の徹底や、時期の分散、事前・事後のPCR等検査の活用など、「うつさない」、「うつらない」行動を心掛けましょう。
なお、まん延防止等重点措置区域をはじめとする感染拡大地域との往来は慎重にご判断ください。
- 飲食時は感染リスクが高まります。外食は、都道府県の認証等を受けたお店をご利用いただき、食事中であっても会話をする際はマスクを着用するとともに、自宅での会食を含め、家族、友人など親しい間柄であっても、感染対策を徹底しましょう。
- ワクチンの効果と副反応等のリスクを正しく理解し、まだ接種されていない方は1・2回目の接種を、2回目の接種を終えた方は追加接種をご検討ください。
- 発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出・移動を控え、医療機関に電話した上で、すぐに受診しましょう。

令和4年1月12日

全 国 知 事 会

ワクチン追加接種前倒しに向けた配分計画提示 及び濃厚接触者の待機期間短縮について

新型コロナウイルス感染症については、昨日、全国で 18,860 人の新規感染者が確認され、11 県で過去最多を更新した。特に、従来株と比べて感染力が強い「オミクロン株」の市中感染は全都道府県において確認されており、今後さらに加速度的に感染が拡大することが懸念されている。

こうした中、今般、国から、新型コロナワクチンの追加接種の前倒し実施の考え方と併せて、4 月までの追加接種に必要となるワクチンの配分計画が示され、また、濃厚接触者の待機期間を 10 日に短縮する方針が示されたことは、全国知事会からの要請を踏まえたものであり、迅速にご対応いただいたことを高く評価する。

一方で、接種の前倒しを行うに当たり、接種体制の見直しが急務となっている。地方は、地域の医師会等関係団体との協議を進めているところであるが、国としても、前倒し接種への協力、医療従事者の確保に向けて、関係団体に働きかけを行うとともに、必要となる財源を確実に措置することを強く求める。

全国知事会としては、オミクロン株による感染拡大の危機を乗り越えられるよう、国と一体となって、新型コロナワクチンの追加接種等に全力で取り組む決意である。政府におかれても、引き続き、追加接種及び交接種の必要性や安全性等について、正確かつ具体的で分かりやすい情報を積極的に発信するなど、国民の理解をさらに進めていただくようお願いする。

令和 4 年 1 月 14 日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 鳥取県知事 平井 伸治
本部長代行 福島県知事 内堀 雅雄
ワクチンチームリーダー 高知県知事 濱田 省司

まん延防止等重点措置区域の大幅拡大を受けて

新型コロナウイルス感染症については、従来株と比べ感染力の強いオミクロン株への置き換わりが進み、これまでにない驚異的なスピードで感染が拡大しており、医療提供体制の逼迫による緊急事態を避けるべく危機感を更に強めて感染の抑制に当たらなければならない。

本日、政府対策本部において、新たに要請のあった1都12県に対し「まん延防止等重点措置」を適用し、2月13日までの対策を講じることが決定された。知事の要請に対し、迅速に御対応いただいたことは、全国知事会からの要請を踏まえたものであり、深く感謝申し上げます。また、ワクチン・検査パッケージの原則一時停止についても、2回のワクチン接種後も感染する事例が相次ぐオミクロン株の実情に即し、我々現場の声に応じて柔軟に対応されたものとして、評価したい。

感染拡大が日を追って勢いを増している厳しい状況に即応し、引き続き、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等、知事の要請に応じて迅速かつ機動的に対処されるとともに、在宅療養の環境整備やワクチンの円滑な接種などに向け、政府の総力を挙げて現場を支援していただくようお願いする。

全国知事会は、国民の生命と健康を守るため、引き続き国や市町村、医療関係者等と一体となって、感染拡大の抑え込みに全力で取り組む決意である。政府におかれては、地方と緊密に連携の上、最新の専門的知見を踏まえ、オミクロン株の特性に応じた効果的な対策を速やかに講じていただくよう強く求める。

令和4年1月19日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 鳥取県知事 平井 伸治

本部長代行 福島県知事 内堀 雅雄

オミクロン株の特性を踏まえた感染対策の確立について

新型コロナウイルス感染症については、従来株と比べて感染力が高い「オミクロン株」による感染が急速に広がり、全国各地で過去最多の新規感染者が確認されるなど、多くの地域で保健・医療体制が危機的な状況に陥りつつある。

こうした中、全国知事会では、国の基本的対処方針の下、国民や事業者の協力を得ながら、まん延防止等重点措置の適用を始め、感染拡大防止に取り組んできたところである。しかし今般、オミクロン株に対しては「人流抑制より人数制限」が有効であるとの基本的対処方針と異なる考え方が報道されたことにより、現場に混乱を来たしている。

政府におかれては、国と地方が協働し、感染拡大の防止に総力を挙げて取り組んでいくため、以下の項目について早急に対応いただくよう強く求める。

- 海外や国内の感染事例、専門家の知見等を活用し、オミクロン株の詳細な性状を早急に分析し、オミクロン株の特性を踏まえた感染対策を確立し、基本的対処方針を見直すとともに、早急に行うこと。
- 各都道府県の感染状況や生活圏域の違いを踏まえ、感染者の発生状況等による段階的かつ地域に応じた感染対策について、基本的対処方針に示すため、地方と迅速に協議の上、早急に策定すること。
- 感染拡大防止には、国民の理解の下で感染対策を進める必要があることから、国民が混乱しないよう、国と地方、専門家等の関係者がワンボイスで、分かりやすく丁寧に発信し、協力を求めること。

令和4年1月21日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長	鳥取県知事	平井 伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀 雅雄
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田 省司
幹事長	福井県知事	杉本 達治

まん延防止等重点措置区域の更なる追加を受けて

本日、政府対策本部において、新たに要請のあった18道府県に対し「まん延防止等重点措置」を適用し、2月20日まで対策を講じるとともに、今月末までを期限としていた3県の重点措置を延長することが決定された。いずれも知事の要請に対し、迅速に御対応いただいたことは、全国知事会からの要請を踏まえたものであり、深く感謝申し上げます。

これにより、まん延防止等重点措置が適用される区域は34都道府県となり、また連日、全国各地で過去最多の新規感染者が確認されるなど、感染の広がりには歯止めがかからない。これ以上の感染拡大を抑制するため、オミクロン株の詳細な性状を分析し、その特性や各都道府県の感染状況、生活圏域の違いに応じたオミクロン株に適合した実効ある感染対策を早急に確立、実行するよう強く求める。

全国知事会は、国民の生命と健康を守るため、引き続き国や市町村、医療関係者等と一体となって、感染拡大の抑え込みに全力で取り組む決意である。政府におかれては、地方と迅速に協議の上、在宅療養の環境整備やワクチンの円滑な接種、保健所や在宅も含む医療サービスなど、政府の総力を挙げて現場を支援していただくようお願いする。

令和4年1月25日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 鳥取県知事 平井 伸治

本部長代行 福島県知事 内堀 雅雄

関西・第6波拡大阻止徹底宣言

令和4年1月27日

感染力の強いオミクロン株により、**感染が急拡大**し、京都・大阪・兵庫に**まん延防止等重点措置**が適用されました。特に**子供**を中心とした若い人や**家庭での感染が広がっており**、**高齢者への感染拡大も懸念**されます。**医療ひっ迫を防ぎ、社会機能を停滞させない**ためにも、一人ひとりが**絶対に感染拡大を阻止する**との強い自覚をもって、**感染対策の徹底**をお願いします。

リスクの高い行動の回避

- **混雑している場所や時間を極力避けて、少人数で行動**してください。
- **会食は**、認証店の利用、**会話時はマスク着用**の徹底をお願いします。
- **学校行事や部活動の実施は慎重**に検討し、**学校・保育園等での感染対策の徹底**をお願いします。
- **発熱等の症状**がある場合、**旅行、イベントへの参加等は控えて**下さい。

基本的な感染対策の徹底

- 3密の回避、マスクの着用（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、換気など、日常生活での**基本的な感染対策の徹底**をお願いします。
- 発熱、せきなど少しでも**体調が悪い場合は、通勤・通学・通園をやめ**、医療機関に電話のうえ**受診**してください。企業・学校等での**休みやすい環境整備**をお願いします。
- 事業所等におかれては、テレワークの拡大や**事業継続計画の点検・策定・運用**をお願いします。特に**重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮**をお願いします。

ワクチンの積極的な接種

- **ワクチンの積極的な接種**とともに、**接種後も基本的な感染対策の徹底**をお願いします。